

新	旧
<p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p>(勧誘方針 省略) (金融商品販売法に係る重要事項の説明 省略) (最良執行方針 省略) (反社会的勢力に対する基本方針 省略) (募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針 省略) (証券取引約款 省略) (保護預り約款 省略) (外国証券取引口座約款 省略)</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>第2条 (信用取引口座開設の申し込み)</p> <p>1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たし、信用取引の節度ある利用が行えるお客様に限り、信用取引口座開設の申し込みを行うことができます。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫</p> <p>((1) ~ (7) 省略)</p>	<p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p>(勧誘方針 省略) (金融商品販売法に係る重要事項の説明 省略) (最良執行方針 省略) (反社会的勢力に対する基本方針 省略) (募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針 省略) (証券取引約款 省略) (保護預り約款 省略) (外国証券取引口座約款 省略)</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>第2条 (信用取引口座開設の申し込み)</p> <p>1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たし、信用取引の節度ある利用が行えるお客様に限り、信用取引口座開設の申し込みを行うことができます。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫</p> <p>((1) ~ (7) 省略)</p>

<p>(8) 代用有価証券（第 10 条第 2 項に定められるものをいいます。以下同じ。）の取扱いについて、再担保（※混同担保）として証券金融会社 <u>又は母店金融商品取引業者等</u> に提供されることにご同意いただき、「包括再担保契約に基づく担保同意書」を電磁的方法により差し入れていただけること。（※「混同担保」とは、複数のお客様の担保をまとめて取り扱うことをいいます。）</p> <p>≪法人のお客様の場合≫ （（1）～（7）省略）</p> <p>(8) 代用有価証券の取り扱いについて、再担保（混同担保）として証券金融会社 <u>又は母店金融商品取引業者等</u> に提供されることにご同意いただき、「包括再担保契約に基づく担保同意書」を電磁的方法により差し入れていただけること。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第 3 条～第 10 条 省略）</p> <p>第 11 条（代用有価証券の取扱い） （第 1 項 省略）</p> <p>2. お客様は、前項の代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため、<u>証券金融会社又は母店</u> 金融商品取引業者</p>	<p>(8) 代用有価証券（第 10 条第 2 項に定められるものをいいます。以下同じ。）の取扱いについて、再担保（※混同担保）として証券金融会社に提供されることにご同意いただき、「包括再担保契約に基づく担保同意書」を電磁的方法により差し入れていただけること。（※「混同担保」とは、複数のお客様の担保をまとめて取り扱うことをいいます。）</p> <p>≪法人のお客様の場合≫ （（1）～（7）省略）</p> <p>(8) 代用有価証券の取り扱いについて、再担保（混同担保）として証券金融会社に提供されることにご同意いただき、「包括再担保契約に基づく担保同意書」を電磁的方法により差し入れていただけること。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第 3 条～第 10 条 省略）</p> <p>第 11 条（代用有価証券の取扱い） （第 1 項 省略）</p> <p>2. お客様は、前項の代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため <u>他の</u> 金融商品取引業者等に再担保（混同担</p>
--	---

<p>等に再担保（混同担保）として提供できる代用有価証券の範囲として指定するものとします。</p> <p>3. 当社は、信用建玉に関して、お客様に貸し付ける買付資金や、売付株券を当社が調達するためお客様より差入れられた代用有価証券を当社から証券金融会社<u>又は母店金融商品取引業者等</u>に再担保（混同担保）として提供する場合があります。これについて、お客様から包括的な同意を得ていることを確認させていただきます（包括的な同意をいただけない場合は信用取引をご利用いただけません。）。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年11月14日 改訂</u></p> <p>(株式等振替決済口座管理約款 省略) (特定管理口座約款 省略) (特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 省略) (非課税上場株式管理に関する約款 省略) (未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 省略)</p>	<p>保）として提供できる代用有価証券の範囲として指定するものとします。</p> <p>3. 当社は、信用建玉に関して、お客様に貸し付ける買付資金や、売付株券を当社が調達するためお客様より差入れられた代用有価証券を当社から証券金融会社に再担保（混同担保）として提供する場合があります。これについて、お客様から包括的な同意を得ていることを確認させていただきます（包括的な同意をいただけない場合は信用取引をご利用いただけません。）。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(株式等振替決済口座管理約款 省略) (特定管理口座約款 省略) (特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 省略) (非課税上場株式管理に関する約款 省略) (未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 省略)</p>
---	--